

青森県報

第四千三百九十三号

平成二十九年
十二月二十七日
(水曜日)

目次

告 示

- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定……………(環境保全課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二

公 告

- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 所有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……五
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……六

告

示

青森県告示第八百九十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
弘前市高森地区 一般廃棄物最終 処分場指定区域	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第三号イ(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第二号に規定する市町村により一般廃棄物の埋立処分用に供された場所であつて廃止されたもの)	中津軽郡西目屋村大字村市字生田一八七の二の一部、一八八の一の一部、一八九の一の一部、一九〇の一部、一九一の一部、一九〇の一三二の一部、二九〇の一四一、二九〇の一五〇の一部

青森県告示第八百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	事 業	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	名 称	事 業	障 害 福 祉 サ ー ビ ス を 行 う 所	指 定 年 月 日
指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス	指定障害福祉サービスを行う所	指定年月日

株式会社ゆたかな郷	つがる市柏下古川稲森五三の六	居宅介護	ヘルパーステーション	つがる市柏下古川稲森五三の六	平成 三〇・一・一
株式会社ゆたかな郷	つがる市柏下古川稲森五三の六	重度訪問介護	ヘルパーステーション	つがる市柏下古川稲森五三の六	〃

青森県告示第八百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
ベイ薬局中央店	五所川原市中央五丁目一一九の二	平成 三〇・一・一

青森県告示第八百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日
どんぐり薬局	上北郡七戸町字道ノ上一七の二	平成 二六・九・二五

青森県告示第八百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日
どんぐり薬局	上北郡七戸町字道ノ上一七の二	平成 二六・九・二五

青森県告示第九百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	一	上北郡六ヶ所村	平成 二六・三・二七

青森県告示第九百一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月三十一日から施行する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

平内町漁業協同組合

東津軽郡平内町大字浅所

を削る。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年十二月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふじ苑
- 三 代表者の氏名
鶴田 広美
- 四 主たる事務所の所在地
十和田市大字三本木字佐井幅二七八の九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、心身に障害のある人たちに対して、地域生活を営む上で必要な就労支援、職業能力の開発など、社会参画の促進を総合的に支援すると共に、すべての人が健やかに暮らせる社会を目指し、社会福祉に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハルル樹木
弘前市大字樹木五丁目七の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社スコール
弘前市大字駅前三丁目一五の五大中駅前ビル
代表取締役 大中廣
三 弘前市の意見の概要
 - 1 敷地境界での夜間の騒音レベル予測最大値で基準を超えた地点において、直近住居外壁で再度予測した騒音レベルについても、規制基準値を満足できないものとなっていることから、運用上の工夫により静穏に努めるとともに、騒音等に係る関係法令を遵守すること。また、事後において近隣住民からの苦情等があった場合には、誠意をもって対応すること。
 - 2 当該店舗については、桔梗野小学校及び第四中学校の通学路に隣接しており、営業時間が児童生徒の登下校の時間にあたるため、登下校時における児童生徒の安全に十分配慮すること。
 - 3 店舗内における防犯や青少年非行防止の観点から、見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置、制服警備員による警備強化等の対策を講じること。
 - 4 犯罪または非行の発生場所となりやすい駐車場、荷捌き施設、建物の死角など、人通りの少ない場所については、制服警備員や従業員による定期的な巡回、照明、防犯カメラの設置等、犯罪や非行防止対策を講じること。
 - 5 防犯や青少年非行防止の観点から、深夜営業時の警備は特に強化すること。
 - 6 営業時間外においても、駐車場の出入口の施錠及び適切な照明の設置、警備員

の巡回など、犯罪や青少年の非行防止対策を講じること。

7 警察署と連携し、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置など緊急通報体制を確立し、警察署の協力要請に応じ、地域の防犯対策や従業員の防犯教育に努めること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMサンワ柏店

つがる市柏上古川房田一四五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

DCMサンワ株式会社

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役 鎌形和夫

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン弘前樋の口

弘前市大字樋の口二丁目九の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 佐々木智佳子

2 DCMサンワ株式会社

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役 鎌形和夫

3 イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 大門淳

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMサンワ八食店

八戸市大字長苗代字狐田五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八食サービスエイト

八戸市大字河原木字神才二二の二

代表取締役 上平靖文

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
八戸市城下二丁目一八の四二のうち	雑種地	二〇六・三二

二 予定価格

七百八十六万七百九十二円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

六 入札及び開札の場所及び日時

青森県県土整備部港湾空港課

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

2 入札日時

青森県県土整備部港湾空港課

1 入札日時

平成三十年一月十二日 午前九時から

平成三十年一月十九日 午後五時まで（必着）

土曜日及び日曜日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

平成三十年一月二十六日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成三十年一月十一日午後三時から、八戸市城下二丁目一八の四二のうちにおいて現地説明を行う。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 八百二十七台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年十二月七日

五 落札者の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九

六 落札金額

八千七百四十八万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされると判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年十月二十七日

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭